П

公安委告示

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課)

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (六件) (商政課)

保安林の指定 (森林整備課).....

道路の区域の変更 (道路整備課)七

七

(環境政策課)....... 一瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (二件)

道路の供用の開始 (道路整備課).....

目

次

氏名又は名称

日本化学工業株式会社

申請者の氏名又は名称及び住所

平成二十三年十二月十六日

山口県知事

井 関 成

名 称

工場又は事業場の名称及び所在地

所

東京都江東区亀戸九丁目一一番一号

所在地

周南市晴海町一番二号

日本化学工業株式会社徳山工場

平成 23 年

Щ

教習指導員審査の実施.....

技能検定員審査の実施

0

八八

山口県告示第四百七十九号

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基

公衆の縦覧に供する 五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十二月十六日から平成二十四年一月 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

> Ξ 特定施設に関する事項 種類、構造及び使用時間間隔等

第号	帯考 「一	六六	二七一ヌ	種類	
- 六号の雷	七 ヌ			能	
気めっき	及び「六	(kg /日 五	(m³ /O 分()	カ	構
第六十六号の電気めっき施設をいう。号)別表第一第二十七号の無機化学に	「二七一ヌ」及び「六六」とは、よ	"	平成二四、六	年予工 月 着 日定手	
工業製品製造	水質亐蜀防上去施亍佘	"	一〇〇平成二四、平成二四、平成二四、平成二四、	年予工 月 完 日定成	造
1六 /	$\overline{}$	"	平成二四五	年予使 月 開 日定始	
する廃ガス	1917年六	"	断続	間使 用 時 隔間	使
、洗浄施設:	昭和四十六丰政令第百八十	"	八 時 間	時 り の 日 間 用 た	用の方
及りの日本	ヨハナハ	"	間変動なし	動季 の節 概的 要変	法
					_

三平成二

五四五

-平 成

一 五 五

平成

五 一 四

"

11

11

"

11

11

"

"

"

"

四 五

"

"

"

11

報

山口県告示第四百八十号

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十二月十六日から平成二十四年一月 づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課におい

て公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 所 日産化学工業株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目七番一号

工場又は事業場の名称及び所在地 名

所在地 特定施設に関する事項 称 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一 日産化学工業株式会社小野田工場

構造及び使用時間間隔等

П

種

類

能 (m³ /日)力

年予工 月 第 日定成 造

年予使 月 開 日定始

間使用時間

時り一の日間用た

使

用

စ

方

法

構

Щ

四六一イ

九・五 平成二四、 平成二四、 平成二四、

断

続

一四時間

変動あり

九 四

当平成三四、三

平成二四、五

五

- 平

二四

平九成

五四

-平 一成 (四

"

山口県知事 _ 井 関

成

インス	<u> </u>	四七一口	"	"	"	"	"	四六一二	四六-二	四六一口	"	"	"
十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設をいう。化学工業製品製造業の用に供する水洗施設、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第四は、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機「四六-イ」、「四六-ロ」及び「四六-二」並びに「四七-ロ」及び「四七-ホ」と		0.+	0	"	0. =	0. t	"	二. 四	0.1	_	0. 🛮		一・七
)用に供するス ¹ で(昭和四-1、一口」及び	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成二四、五	平成二四八	"
(するろ過施設及び・四六―二)及び・四六―二」	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成二四、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五	平 九成二四、五	"
)廃ガス洗浄施設をいう。 (施設及び廃ガス洗浄施設並びにを可入十八号)別表第一第四十六分のである。 (では、)ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、の	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成二四、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五	平成二四、一	"
施設をいう 別表第一七一口」及	連続	"	"	断続	"	"	"	"	連続	"	"	"	"
第四十六日第四十六日の七十六日の七十六日の七十六日の七十六日の七十十六日の七十十十十十十十十十十	二四時間	六時間	"	"	二四時間	一二時間	"	"	"	"	"	"	"
同表第四 一根	変動なし	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

<u>1</u>	317 1	23	第)	定期	(報	;	県	П		Щ		金曜日	6日	12月1	成23年	平月
担合	種類		四六一イ	"	"	"	"	"	"	"	"	"	四六一口	四六-二	四六一二	"	"	"
	水素イオ	通常		"	"	"		_	"	"	"	=	四	t	九	"	"	五
活染お態の症	イン 濃度	最大	<u>≡</u> ≀−	"	"	"	 _ ≥	≡ ≀−	"	11	八	 ≡ ≀ O	七~三		九~七	"	"	上≀四
アン湾水等に	化学的酸	通常	III, III00	五、000	二、八〇〇	一次 000 1111	一、五〇〇	10,000	II, II00	五 〇 〇 〇	10,000	四 = 0	七、四〇〇	一、回〇〇	八九三〇	\(\) = 0 0 \(\)	四二五〇	
	素要求量 (mg 求量	最大	町、000	∜ 000	II、国OO	1111, 000	一、八〇〇	111,000	四、000	六 000	111, 000	八 三 0 0	七、四〇〇	一、回〇〇	八九三〇	八 三 〇 〇	四、二五〇	六
†	浮遊,物	通常	検出せず	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
É	物 (最大	検 出 ぜ ず	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	室	通常	六〇〇	二五五	国00	三五〇	二五五	"	☆ 00	三五五	五〇〇	検 出 せ ず	"	"	"	二、八七〇	<u>\ </u>	検 出 せ ず
	「mg / 人 素」(七五〇	IIIO	五〇〇	四〇	IIIO	"	七五〇		六〇〇	検 出 せ ず	"	"	"	二、八七〇	<u>\</u>	検 出 せ ず
Ī	1	通常	〇 · 〇五	100	O : :	0.0五	0.	"	O - O 五	100	0 :	検 出 せ ず	"	"	"	"	"	"
	燐 % (mg / ℓ)		0.1	1110	О· Д	0.1	0.1	"	0 -		- 0 =	検出せず	"	"	"	"	"	"
7		\Box			, \													+

通

最

_ <u>=</u>

_ <u>:</u>

"

四 · 五

四 · 五 九一四

九.四

九 ・ 五 常

九 五

○ <u>±</u>

〇 四 0 t

0 t 二 四

四・八

二 四 〇 <u>四</u>

〇 四 -七 一 九

-八 汚水等の一日当たりの量 (゚゚m)

(定期)

報

四、一五五六、一五五六の九から一五五六の一一まで、一五五六の一六、一五五六の

一六六、一五五三、一五五三の四、一五五五の一、一五五五の三、一五五五の

第 2317 号

保安林の所在場所

産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

三、一五五の一、一五七から一五九まで、一六〇の一、一六〇の二、一六二、一六 の一、一五三六、一五三七、一五三八の一、一五三八の二、一五三九、一五四〇の 九六二、字迫田一四二、一四四から一四七まで、一四九、一五一、一五二の一、一五 一二八の二、一二九から一三一まで、一三三、一三五から一三七まで、二七六六、二 一、一五四〇の二、字上ノ浴五三の一、字上芹田一二四、一二六、字上迫田一二七、 一ツ石三二、四〇、四六、一五三二、一五三二の一、一五三三、一五三四、一五三五 美祢市秋芳町別府字大渡一から三まで、一六の一、字南一ツ石一八、二一の一、字

原一六〇七、一六一四、 向山一五七四の一、一五七四の五、一五七五の一、一五七六から一五七九まで、一五 の一、一五八九、一五九一の二、一五九二の一、字池ノ山七三八の一、七三八の二、 畠六九八、七〇二、七〇三、七〇七、七一九の一、二八〇五、字折口七二〇、七三二 の六、字芹田一七三、一五〇四の二、一五〇四の四、一五〇四の五、一五〇四の七、 八二、字観音一五九四の一から一五九四の五まで、一五九六の一、一五九六の三、字 六一七、一六二〇、字栗ケ坪一五七〇、一五七一、一五七二の一、一五七二の三、字 七四二、七四三、七四六、七四七、二八〇八、字大原九四八、九四九、一六一六、一 一五〇四の一〇から一五〇四の一二まで、一五四二の一、一五五一、一五六八、字向 二〇まで、一六〇一の二二、一六〇一の二三、一六〇一の四四、二九六三、二九六三 一五六〇の三まで、一五六一、一五六三、一五六四、一六〇一の一六から一六〇一の 一七、一五五七の四から一五五七の六まで、一五五八、一五五九、一五六〇の一から 字大平一六一九、字権現ケ浴一六二一、一六二三の一、一六

二 指定の目的

二四、字中原二八二〇

土砂の流出の防備

指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない
- 伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、 美祢市森林整備計画で定める標準
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

 (\Box) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする

建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢

山口県告示第四百八十二号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課

平成二十三年十二月十六日

山口県知事

=

井

関

成

道路の種類

道路の区域

線

名

四三四号

5 = 7	もまで 岩国市錦町広瀬字中の浴三三六五地 一地先から 原南市プラダアライ県瀬三里一ナの	有方と有うそへ長項	区間
新	IE	3	旧 新 別
最次 八八・九	最広 八八・ 九び 九び 九び 九び	最狭 一 及: - ひ:	(メートル)敷地の幅員
五、四九一・九	五	五 石	(メートル)
, 完了による。	\$ - J	八二六・八八二六・八二六・八二六・八二六・八	備考

山口県告示第四百八十三号

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 井 関 成

月十九日 平成二十三年十二		から	先一 ま地 で先	三六五地		広瀬字中の浴	岩国市錦町広周南市大字須	四一 三般 四国 号道
供用開始の期日	間	X	Ø	始	開	用	供	路 線 名

(三八〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 次の

書及び収支予算書は、平成二十四年一月二十三日までの間、 課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生活

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 _ 井 関 成

申請のあった年月日

平成二十三年十一月二十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人コミュニティー山口

表 者 の 氏 名 称 片山 望正

主たる事務所の所在地 周南市城ケ丘五丁目九番二六号

(三八一) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十二月十六 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、 次の

業部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。 日から平成二十四年四月十六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 _ 井 関 成

> 兀 届出年月日

を行うことができる時間帯荷さばき施設において荷さばき

午前七時から午後七時まで

午前六時から午後九時まで

五 平成二十三年十二月二日 変更年月日

平成二十三年十二月五日

(三八二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十二月十六 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、 次の

部商工振興課において公衆の縦覧に供します 日から平成二十四年四月十六日までの間、 山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名称 防府市警固町一丁目一番五五号 マックスバリュ防府店

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

式会社マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二一 岩本 隆雄

所

代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・ビッグ小郡店

山口市小郡下郷七六三の二

届出者の氏名及び住所 氏

住

三 変更に係る事項の概要

変 更 に

係 る 事 項

変

更

前

変

更

後

田中 康人

山口市小郡下郷九八六

所

八

報 平成23年12月16日 Щ П 県 (定期) 兀 三 変更に係る事項の概要

五 四 を行うことができる時間帯荷さばき施設において荷さばき 変更年月日 平成二十三年十二月二日 届出年月日 平成二十三年十二月五日 変 更 に 係 る 事 項 午前七時から午後七時まで 変 更 前 午前六時から午後九時まで 変

(三八三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十二月十六 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、 次の

部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 日から平成二十四年四月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 = 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

称

通津ショッピングセンター

所在地 岩国市通津三七三五

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

安堂畜産株式会社 岩国市周東町上久原二九八の

を行うことができる時間帯荷さばき施設において荷さばき 変 更 に 係 る 事 項 午前七時から午後六時まで 変 更 前 午前六時から午後九時まで 变 更 後

届出年月日

五 変更年月日 平成二十三年十二月二日

平成二十三年十二月五日

後

(三八四) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、 次の

興部商工振興課及び岩国市玖珂総合支所において公衆の縦覧に供します。 日から平成二十四年四月十六日までの間、 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十二月十六 山口県商工労働部商政課並びに岩国市産業振

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 = 井

関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名称 玖珂ショッピングセンター 岩国市玖珂町五一四九の一

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

式会社マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二一

> 岩本 隆雄 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

を行うことができる時間帯荷さばき施設において荷さばき	変更に係る事項	
午前七時か	変	
午前七時から午後六時	更	
まで	前	
午前六時か	变	
六時から午後九時	更	
まで	後	

兀 届出年月日

所

代表者の氏名

安堂

光明

平成二十三年十二月二日

五 変更年月日

平成二十三年十二月五日

(三八五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十二月十六 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、

変 更 に 部商工政策課において公衆の縦覧に供します。 日から平成二十四年四月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市商工観光

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 = 井 関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

周南市大字夜市二九三六の一

株式会社いちや家具店

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

Ξ 変更に係る事項の概要

株式会社いちや家具店 周南市みなみ銀座二丁目二七

所 林 代表者の氏名 敏寛

を行うことができる時間帯荷さばき施設において荷さばき 係 る 事 項 午前七時から午後六時まで 変 更 前 午前六時から午後九時まで 変 更 後

兀 届出年月日

平成二十三年十二月二日

五 変更年月日

П

平成二十三年十二月五日

(三八六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

Щ

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、 次の

おいて公衆の縦覧に供します。 日から平成二十四年四月十六日までの間、 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十二月十六 山口県商工労働部商政課及び田布施町役場に

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 _ 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名 マックスバリュ田布施店 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇一の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

所

代表者の氏名

式会社でかり、西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二一 岩本 隆雄

Ξ 変更に係る事項の概要

を行うことができる時間帯 午前七時から午後六時まで 午前六時から午後九時まで荷さばき施設において荷さばき 午前七時から午後六時まで ・ 東 前 変 更 後変 更 に 係 る 事 項 変 更 前 変 更 後		
まで午前六時から午後九前変更	間荷帯さば	更に係る事
まで午前六時から午後九前変更	午前七時か	变
まで午前六時から午後九前変更	ら午後六は	更
から 午 後 カ	時 ま で	前
ら 午 り 後 九	午前六時か	変
	ら午後九	更

兀 届出年月日

平成二十三年十二月二日

五 変更年月日

平成二十三年十二月五日



山口県公安委員会告示第六十六号

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

平成二十三年十二月十六日

Щ П 県 公 安 委 員

会

審査の種類

技能検定員審査 (大型) 及び技能検定員審査 (中型)

審査の日時及び場所

から午後五時十五分まで 日時 平成二十四年一月十六日 (月曜日) 及び同月十七日 (火曜日) の午前九時

場 所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

る休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) に規定す 平成二十三年十二月十九日 (月曜日) から同月二十六日 (月曜日) まで (日曜日及

審査申請書の提出先

兀

備

円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更

に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二

運転免許証の提示

17 号 五 ←

会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。) 対能検定員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面(規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)(一写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

ること 客室手女斗

ること。を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すを運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

は、消印をしないこと。額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙にれる者であるときは、それぞれ二万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた二万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

二千二百円		自動車の運転支能の評価庁去こ関する印哉	$\dot{\sim}$
		技能検定の実施に関する知識	五
		自動車教習所に関する法令についての知識	四
		教則の内容となっている事項	Ξ
		自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	=
		技能検定員として必要な自動車の運転技能	_
減 ず	目	審	

Щ

П

に三百円を減ずるものとする。

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- ―二九〇〇)にすること。 山口県警察本部運転免許課(電話〇八三―九七三)の審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三―九七三

審査の種類

技能検定員審査 (普通)

二 審査の日時及び場所

- から午後五時十五分まで 日時 平成二十四年一月十七日 (火曜日)及び同月十八日 (水曜日)の午前九時
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

から午後五時十五分までび土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分で土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分平成二十三年十二月十九日(月曜日)から同月二十六日(月曜日)まで(日曜日及

四審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二(山口県警察本部運転免許課)

五 提出書類

- 技能検定員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示

らいい。 を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すを運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示する運転する重要では、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

しないこと。する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をする山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印を者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当二万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される

から午後五時十五分まで

審査申請書の提出先

る

額

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- 技能検定員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

千九百五十円

二千円

千九百円

千九百円

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

審査手数料

七

印をしないこと。 相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消 る者であるときは、それぞれ一万四千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に 一万四千百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除され

			25	崩
二千円		法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	六
二千五十円		高鐵	技能検定の実施に関する知識	五
二千百五十円		についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	四
二千百五十円		垻	教則の内容となっている事項	Ξ
二千二百五十円		観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	=
千三百五十円		動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	_
減ずる額	目	細	審查	

び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分

目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げ

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細

とする。 とする。

八その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること

ー審査の種類

(普通二種) 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査

一審査の日時及び場所

場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター日時 平成二十四年一月二十日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

一 審査申請書の受付期間及び時間

から午後五時十五分までび土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分で土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分平成二十三年十二月十九日(月曜日)から同月二十六日(月曜日)まで(日曜日及

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

〕 技能検定員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。

- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面()規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるとき)
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 三 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すを運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入除される者であるときは、それぞれ二万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を二万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

証紙には、消印をしないこと。

			考	備
二千七百五十円	9る法令につい	ての知識がある。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	の知識が客自動車運送事業及び	一四
三千二百円		方法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	Ξ
七千九百五十円		自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関†	=
四千六百円		は自動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	_
減ずる額	目	細	畜	

れる者であるときは更に三千二百五十円を減ずるものとする。員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定

その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

山口県公安委員会告示第六十七号

実施する。 運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

平成二十三年十二月十六日

山口県公安委員

会

一審査の種類

教習指導員審査 (大型)及び教習指導員審査 (中型)

二 審査の日時及び場所

- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

兀 び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) に規定す る休日を除く。 審査申請書の提出先 平成二十三年十二月十九日 (月曜日) から同月二十六日 (月曜日) まで (日曜日及 審査申請書の受付期間及び時間)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

2317 묵

第

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

会規則第三号。 教習指導員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員 以下「規則」という。)別記様式第一号によること。

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

六

運転免許証の提示

七 審查手数料

証紙には、消印をしないこと。 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入 除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を 一万五千六百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

四 Ξ = 五 学科教習に必要な教習の技能 技能教習に必要な教習の技能 教習指導員として必要な自動車の運転技能 自動車教習所に関する法令についての知識 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 審 查 細 目 減 ず 四千四百五十円 千四百五十円 千四百五十円 千二百五十円 る 千三百円 額

教習指導員として必要な教育についての知識

四

千四百円

備

円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更 に百五十円を減ずるものとする。 に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二

その他

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

審査の種類

教習指導員審查(普通)

審査の日時及び場所

九時から午後五時十五分まで 日時 平成二十四年一月二十四日 (火曜日)及び同月二十五日 (水曜日)の午前

場 所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

から午後五時十五分まで び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分 平成二十三年十二月十九日 (月曜日) から同月二十六日 (月曜日) まで (日曜日及

兀 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

$\overline{\mathcal{H}}$ 提出書類

教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮 上三分身像及び無背景のものとする。

運転免許証の提示

六

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

五

自動車教習所に関する法令についての知識

兀

教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識

六

教習指導員として必要な教育についての知識

号

七 ること 審査手数料

される者であるときは、それぞれ一万二千百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じ には、消印をしないこと。 た額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙 一万二千百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除

三 学科教習こめ	一技能教習に必	教習指導員と	審	
学科教習こ必要な教習の技能	技能教習に必要な教習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	查	
		甲の運転技能	細	
			目	
			減	
			ਹ ੋਂ	
千二百	千三百	四	る	
千二百五十円	千三百五十円	四千百円	額	

備

ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること
- (\Box) この審査についての問合せは、 二九〇〇) にすること 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

審査の種類

及び教習指導員審査 (牽引) 教習指導員審查 (大特) 、教習指導員審查 (大自二) 、教習指導員審查 (普自二)

二 審査の日時及び場所

日時 平成二十四年一月二十六日 (木曜日)及び同月二十七日 (金曜日)の午前

九時から午後五時十五分まで

場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) の午前八時三十分 から午後五時十五分まで 平成二十三年十二月十九日 (月曜日) から同月二十六日 (月曜日) まで (日曜日及

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

Б 提出書類

- 教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮 上三分身像及び無背景のものとする。

運転免許証の提示

千二百五十円

千二百五十円

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

審査手数料

七

千二百円

する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、 しないこと。 者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当 九千五百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される

千二百五十円		についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識		五
千二百五十円	料に関する知識	具その他自動車の運転	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識		四
千二百五十円		能	学科教習に必要な教習の技能		≡
千三百円			技能教習に必要な教習の技能	技能	_
千三百五十円		動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	教習	_
減ずる額	目	細	查	審	

- 〉審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- ―二九○○)にすること。 □ この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話○八三-九七三

教習指導員審*

(普通二種)教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査

一審査の日時及び場所

- 〕 日時 平成二十四年一月二十七日 (金曜日) 午前九時から午後五時十五分まで
- □ 場所 山口市小郡下郷三五六○の二 山口県総合交通センター

一審査申請書の受付期間及び時間

から午後五時十五分までび土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分平成二十三年十二月十九日(月曜日)から同月二十六日(月曜日)まで(日曜日及

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二の山口県警察本部運転免許課

五提出書類

- 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。
- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面(規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるとき)

運転免許証の提示

平成二十三年十二月十六日発行平成二十三年十二月十六日印刷

発発

行行 人所

<u>п</u>п

知即

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

ること。

千百五十円

教習指導員として必要な教育についての知識

七 審査手数料

は、消印をしないこと。額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙にれる者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

			25	Ī
二千七百五十円	する法令につい	野車運転代行業に関	ての知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	_=
二千円		₽C	技能教習に必要な教習の技能	_
四千八百円		動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	_
減ずる額	目	細	審查	

備考

れる者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導

八 その他

- ◯ 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。